

防災まちづくりキャラバンのご案内

防災まちづくりの取り組みの一環として、防災意識を高めていただくためのイベント「防災まちづくりキャラバン（通称：防まちキャラバン）」を開催します。皆さまのご参加をお待ちしております。

防まちキャラバンに参加して、 防災について楽しく学ぼう！

2022

防火まちづくり キャラバン

がやってくる！

7月30日(土) 9時~13時 雨天決行

参加
無料



※荒天等により延期または中止する場合があります。最新情報はホームページでご確認ください。

同時開催！

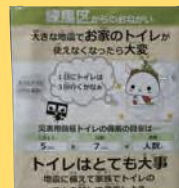
訓練用消火器による
初期消火訓練



協力：石神井消防署

※天候により中止になる場合があります。

おうちでできる
防災のご紹介



災害用簡易トイレを差し上げます。

場所：こまどり公園



お問い合わせ先

練馬区 都市整備部 防災まちづくり課 防災まちづくり担当係（本庁舎 15 階）

〒 176-8501 練馬区豊玉北 6 丁目 12 番 1 号

電話：03-5984-1303 FAX：03-5984-1225 E-mail：BOUMACHI@city.nerima.tokyo.jp

※このお知らせは、防災まちづくり推進地区内にお住いのみなさまに配付するほか、土地・建物の所有者様に郵送（登記簿上の住所）させていただいております。地区内で、お住いの住戸の所有者様が別にいらっしゃる場合、お知らせが届いていない可能性があるため（登記簿上の住所以外にお住まいの場合等）、お手数ですが所有者様にもお知らせくださいますようお願いいたします。



「防災まちづくり事業」のホームページはこちら

防災まちづくりニュース

第7号

下石神井地区

令和4年
(2022年)
7月発行

「防災まちづくりニュース」は、地域の防災性向上に関する取り組みの情報を地域の皆さまにお知らせするため、令和2年度から発行しています。

「逃げ遅れないまち」、「燃え広がらないまち」の実現に向けて

練馬区では、令和2年度から地域の皆さまとオープンハウスやワークショップ等を通じて、地域の防災上の課題を共有し、防災性の向上に向けて「防災まちづくり事業」に取り組んでいます。

地区全体の不燃性を向上させる取り組みとして、令和4年7月1日より新たな防火規制を導入しました。詳細は中面をご覧ください。

今年度も皆さまと共に、地域の防災性を向上させる取り組みを進めてまいります。

防災まちづくり事業の取り組み

情報の発信



パンフレット、ニュース、区のホームページ等により情報発信を行っていきます。

ブロック塀等の
撤去助成



危険なブロック塀等の撤去費用を助成します。

新たな防火規制
区域の指定



建築物の耐火性能に関する規制を導入しました。（令和4年7月1日）

周知啓発等



地域の防災上の課題等について、意見交換や周知啓発イベント等を開催します。

狭あい道路の
拡幅助成



狭あい道路等を拡幅するための費用を助成します。

古い住宅の解体、
建替え費用の助成



昭和56年5月以前に建築された住宅の解体、建替え費用を助成します。

令和4年度の取り組み内容

逃げ遅れない
まちへ

閉そく防止路線、狭あい拡幅促進路線への助成・個別訪問

燃え広がらない
まちへ

新たな防火規制の導入
古い住宅の解体・建替え費用助成の拡充

地域の
防災意識を
高める

防災まちづくりに関する情報発信
防災啓発イベントの開催



詳細は中面へ

詳細は裏面へ

新たな防火規制を導入しました

東京都建築安全条例第7条の3に基づく**新たな防火規制**が令和4年7月1日に施行されました。
 新たな防火規制とは、**建替えや新築に合わせて、燃えにくい建築物**（準耐火建築物、耐火建築物）を増やし、**地区全体の不燃性を向上させるためのルール**です。

新たな防火規制の内容

これまで

規制の内容

4階以上 耐火建築物
 3階 準耐火建築物
 2階 防火構造等の建築物
 1階

延べ面積 500㎡まで 延べ面積 1,500㎡まで

4階以上 耐火建築物
 3階 準耐火建築物
 2階 準耐火建築物
 1階 ※

延べ面積 50㎡まで 延べ面積 500㎡まで

新たな防火規制の導入後
 (令和4年7月1日から)

4階以上 耐火建築物
 3階 準耐火建築物
 2階 準耐火建築物
 1階 ※

延べ面積 50㎡まで 延べ面積 500㎡まで

防火地域における

4階以上 耐火建築物
 3階 準耐火建築物
 2階 準耐火建築物
 1階 ※

延べ面積 50㎡まで 延べ面積 100㎡まで

※ 延べ面積が50㎡以内の平屋建の附属建築物で、外壁及び軒裏が防火構造のものならば建築可能

防火地域における

4階以上 耐火建築物
 3階 準耐火建築物
 2階 準耐火建築物
 1階 ※

延べ面積 50㎡まで 延べ面積 100㎡まで

※ 延べ面積が50㎡以内の平屋建の附属建築物で、外壁及び軒裏が防火構造のものならば建築可能

下石神井地区

防火地域 (規制内容に変更なし) 準防火地域 (規制内容に変更あり)
 防災まちづくり推進地区

新たな防火規制の導入後、準防火地域における規制が強化されます。

建築物に求められる耐火性能

弱

燃えにくさ

強

防火構造等の建築物

木造（外壁モルタル塗り）など

建物外側のみが火に強く、一定時間周囲から火をもらわない。

準耐火建築物

鉄骨造や、木造（壁・柱・床等に防火被覆）など

建物全体が火災で崩れにくく、より長い時間周囲から火をもらわず、周囲にも火を出さない。

耐火建築物

鉄筋コンクリート造や、鉄骨造（壁・柱・床等に防火被覆）など

新たな防火規制を導入することで・・・



準耐火建築物や耐火建築物では、「逃げる時間」と「消防活動の時間」を確保できるんだね！



火をもらわない、火を移さないようにすることで、燃え広がりを抑制することも期待できるわ！

各種助成制度のご案内

防災まちづくり推進地区では、助成制度を拡充するなど、集中的に地域の防災性向上に取り組んでいます。

旧耐震住宅の解体・建替え工事費用を助成します

老朽木造住宅の更新を促進し、地域の不燃性を向上させるため、住宅の解体費用等を助成します。住宅の建替え工事助成制度が令和4年4月1日より新設されました。

対象建築物

昭和56年5月31日以前に建築された住宅

※解体後、新たに建築する建築物が準耐火構造以上となることが条件です。

解体工事

助成金額：最大 **130万円**

New

建替え工事（解体+新築工事）

または

助成金額：最大 **225万円**

※このほか、面積単価による上限もあります

危険なブロック塀等の撤去費用を助成します

人的・物的被害や道路閉そくを防止するため、倒壊の恐れがあるブロック塀等の撤去費用を助成します。

特に、**閉そく防止路線沿道**では、危険性の高いブロック塀等の撤去を促進するため、通常よりも増額した助成金を交付します。



閉そく防止路線沿いの塀

助成金額：**17,000円/m** + 撤去する部分の高さが1mを超える場合、1mを10cm超える毎に1,000円/mを加算

その他の塀

助成金額：**8,000円/m** + 撤去する部分の高さが1mを超える場合、1mを10cm超える毎に500円/mを加算

狭あい道路の解消を支援します

災害時でも道路が閉そくせず、避難路や緊急車両の通行が確保されるよう、狭あい道路（幅員4m未満）を拡幅するための費用を助成します。

特に、**狭あい拡幅促進路線沿道**では、道路（公道）の拡幅を促進するため、土地の寄付に対して奨励金を交付します。

※各種助成および奨励金の交付にあたっては、諸条件があります。詳細については、下記へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 都市整備部 防災まちづくり課 防災まちづくり担当係
 電話：03-5984-1303（直通）